

ID: 140

担当部署: 商工観光課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第53条第2項		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第53条の規定による。</p> <p>(市場秩序の保持等)</p> <p>第53条 市場を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為</p> <p>(2) 自己の商品その他の物品を放置し、又は市場の清潔を損なう行為</p> <p>(3) 衛生上有害な物品の搬入(開設者が必要と認める場合を除く。)</p> <p>2 開設者は、前項の規定に違反する者があるときは、その者に対し場外への退去を命じ、又は入場を制限することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日